

随意契約理由

令和 7 年(2025 年)6 月 17 日

契 約 担 当 課 名	魅力文化創造課
発 注 担 当 課 名	魅力文化創造課
契 約 名 称	豊中市所蔵作品展に係る企画・運営業務
契 約 内 容	豊中市所蔵作品を活用した展覧会及び関連ワークショップ の企画・運営
契 約 締 結 日	令和 7 年 6 月 17 日
及 び 契 約 期 間	令和 7 年 6 月 17 日から令和 8 年 3 月 8 日まで
契 約 の 相 手 方 (所在地・名称)	株式会社 JTB コミュニケーションデザイン (東京都港区芝三丁目 23 番 1 号)
契 約 金 額	1,792,000 円
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項第 6 号に該当) 本事業は、隣接する市民ギャラリー及び魅力文化施設の 2 つの施設を会場として一体的に使用し、市所蔵美術品の展覧会と子ども向けワークショップ等の関連イベントを通じて、本市の貴重な文化芸術資源を発信する企画展である。 株式会社 JTB コミュニケーションデザインは、市民ギャラリーの指定管理者であり、かつ魅力文化施設の管理運営業務の受託事業者でもあることから、会期中の運営や人員配置において経費削減が確保できる。また、両施設を活用した本事業の実施については、日常的に両施設の展示等の運営を行うとともに、指定管理者として学芸員を配置し、展覧会の企画や市所蔵品の取扱いに習熟している当該事業者に委託することが効率的・経済的であり、円滑・適切な履行が確保される。 したがって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号により、随意契約を行うものである。